

第三回國會 衆議院 人事委員會 會議錄 第二号

昭和二十三年十一月十日(水曜日)

午後二時三十三分開議

出席委員

委員長 角田 幸吉君

理事 木村 公平君 理事 松澤 兼人君

理事 長野重右エ門君 理事 玉井 祐吉君

淺利 三郎君 中野 武雄君

根本龍太郎君 南川 忠雄君

前田 種男君 生悦住貞太郎君

高橋 禎一君 最上 英子君

吉田 安君 船田 亨二君

相馬 助治君

出席國務大臣

内閣總理大臣 吉田 茂君

出席政府委員

内閣官房長官 佐藤 榮作君

臨時人事委員長 淺井 清君

臨時人事委員 山下 興家君

臨時人事委員 上野 陽一君

總理事務官 佐藤 朝生君

總理事務官 岡部 史郎君

十一月十日

委員辻寛一君辞任につき、その補欠

として中野武雄君が議長の指名で委

員に選任された。

同日

玉井祐吉君が理事に追加選任され

た。

本日の會議に付した事件

理事の追加選任

國家公務員法の一部を改正する法律

案(内閣提出第七号)

○角田委員長 これより開会いたしま

す。

この際昨日の委員會において留保さ

れておりました小会派よりの理事一名

を、委員長より指名いたします。玉井

祐吉君を理事に指名いたします。

○角田委員長 昨九日國家公務員法の

一部を改正する法律案が本委員會に付

託されました。ただいまより本案を議

題としてその審査に入ります。

○前田(種)委員 議事進行について発

言をいたします。本日はすでに二時半

から本會議が開かれるということにな

っております。しかも運営委員會の決

定によりますと、本會議において、引

続いて國家公務員法の説明をするとい

うことに、政府の方も了承しているこ

とになっております。従つてここで説

明を開くということになりますと、本

會議の審議が遅れるということになつ

て参りますので、本會議を優先的に再

開するようにいたしまして、きのうに

引き続き、さらに國家公務員法の説明を

本會議で承つて、その上で本委員會は

十分審議する機会があると思いま

す。よつて本日は本委員會をこの程度

にして、一分も早く本會議を開かれる

ようにしていただきたいことを、動議

として提出いたします。

○木村(公)委員 ただいまの前田委員

のお説には遺憾ながら反対でありま

す。私が申し上げるまでもなく、本委

員会は独立しているものでありまして、

議院運営委員會から何らの制肘を受け

るわけ合ひのものではないのでありま

す。御承知の通り、國會議法第五十六條

の二項によりますれば、各議院に發議

又は提案された議案につき、議院運営

委員會が特にその必要を認めた場合

は、議院の會議において、その議案の

趣旨の説明を聴取することができると

とあるのであります。従ひまして議院

運営委員會は特にその必要を今日認め

まして、本會議において議案の趣旨の

説明を聴取することを決定いたしましたに

すぎないのであります。すでにその

以前において本委員會に付託されたこ

の國家公務員法の審議を、中断する必

要もない。あるいは本會議のために休

憩する必要も、何ら論理的にないわけ

であります。われ／＼はいささかも

本會議のことを顧慮する必要なく、既

定方針通りこの委員會を進行されんこ

とを望むのであります。これはい

なる法律の観点から申しまして、運

法でないことを私は確信するものであ

ります。従つて前田君の意見には反対

であります。

○長野(重)委員 ただいま議事進行に

関しまして前田君並びに木村君より御

意見の御開陳があつたのであります。

私はそれらに深い関係を考慮するまで

もなく、何と申しまして、第三國會

の召集の意義は、國家公務員法の一部

を改正する法律案が重要な課題である

ことは言うまでもないのであります。

なるほど前田君が言われますように、

やがて本會議が開かれる予定に相なつ

ておりますので、重複になるかとも考

えらねます。すでに總理大臣が御

出席になつておるのであります。か

ら、一應總理大臣の御説明を承り、本

日はこれをもつて打切るといふ方途に

出たいと考えるのであります。この動

議を提出する次第であります。

○木村(公)委員 ただいまの長野君の

御説大體賛成であります。本日はひ

と總理大臣の御説明だけでなく、政

府委員各位の御説明をもあわせて聴取

いたしたいと思ひますから、これを動

議として提出いたします。

○長野(重)委員 ただいま私が申し上

げましたことが、きわめて簡單であ

りましたから、十分意を盡せなかつたも

のあります。が、總理大臣だけの御

説明を承つて、一應會議を閉じるとい

うことの提議をいたしましたことは、

何と申しまして本案件は労働委員會等

におきまして、きわめて重要視され

ておりますし、それらの委員諸君の

中にも、この詳細なる説明を承つてお

きたいという希望のあることを個人的

に承つておりますから、本日は總理

大臣の御説明のみにして、そうして日

を改めて、詳細なる御説明を承りたい

と考へた次第でありますから、この

点をつけ加えておきます。

○角田委員長 ちよつと速記をとめ

て……。

〔速記中止〕

○角田委員長 速記を始めてくださ

い。それではただいままでのことは採

決をいたしませんで、御希望として、

長野君の御意見通り議事を進行したい

と思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○角田委員長 それでは内閣總理大

臣。

國家公務員法の一部を改正する

法律案

國家公務員法の一部を改正す

る法律

國家公務員法(昭和二十二年法律

第百二十号)の一部を次のように改

正する。

この法律中別に定める場合を除

き、「人事委員會」を「人事院」に、「人

事委員長」を「人事院總裁」に、「人事

委員」を「人事官」に、「事務局」を「事

務總局」に、「事務局長」を「事務總

長」に、「人事委員會規則」を「人事院

規則」に、及び「内閣總理大臣」を「内

閣」に改める。但し、國家公務員法

附則第二條中「事務局」、「事務局長」

及び「内閣總理大臣」は、これを改め

ない。

〔この法律の目的及び効力〕

第一條 この法律は、國家公務員た

る職員について適用すべき各般の

根本基準を確立し、職員がその職

務の遂行に當り、最大の能率を發

揮し得るように、民主的な方法

で、選任され、且つ、指導するべ

きことを定め、以て國民に對し、

公務の民主的且つ能率的な運営を

保障することを目的とする。

この法律は、もつぱら日本國憲

法第七十三條にいう官吏に關する

事務を掌理する基準を定めるもの

である。

何人も、故意に、この法律、人事院規則又は人事院指令に違反し、又は違反を企て若しくは共謀してはならない。又、何人も、故意に、この法律、人事院規則又は人事院指令の施行に關し、虚偽行為をなし、若しくはなそうと企て、又はその施行を妨げてはならない。

この法律のある規定が、効力を失い、又はその適用が無効とされても、この法律の他の規定又は他の關係における適用は、その影響を受けることがない。

この法律の規定が、従前の法律又はこれに基く法令と矛盾し又は抵触する場合に於ては、この法律の規定が、優先する。

(一般職及び特別職)

第二條 國家公務員の職は、これを一般職と特別職とに分つ。

一般職は、特別職に属する職以外の國家公務員の一切の職を包含する。

特別職は、左に掲げる職員職とする。

一 内閣総理大臣

二 國務大臣

三 人事官及び検査官

四 内閣官房長官

五 内閣官房次長

六 政務次官

七 連絡調整中央事務局局長

八 内閣総理大臣秘書官(三人以内)及びその他の秘書官

(國務大臣又は特別職たる機関の長の各々につき一人)

九 就任について選挙によることを必要とし、あるいは国会

の両院又は一院の議決又は同意によることを必要とする職員

十 宮内府長官、侍從長及び侍從並びに法律又は人事院規則で指定する宮内府のその他の職員

十一 大使及び公使

十二 裁判官及び最高裁判所長官秘書官(一人)並びに最高裁判所判事秘書官(判事の各々につき一人)

この法律の規定は、一般職に属するすべての職(以下その職を官職といふ)の職を占める者を職員という。これを適用する。人事院は、ある職が、國家公務員の職に属するかどうか及び本條に規定する一般職に属するか特別職に属するかを決定する権限を有する。

この法律の規定は、この法律の改正法律により、別段の定めがない限り、特別職に属する職には、これを適用しない。

政府は、一般職又は特別職以外の勤務者を置いてその勤務に對し俸給、給料その他の給與を支拂つてはならない。

前項の規定は、政府又はその機関と外國人の間に、個人的基礎においてなされる勤務の契約には適用されない。

(設置)

第三條 この法律の完全な実施を確保し、その目的を達成するため人事院を設け、この法律実施の責に任ぜしめる。

國家公務員に關する事務を掌理

するため、内閣の所轄の下に人事院を置く。人事院は、この法律に定める基準に従つて、内閣総理大臣に報告しなければならない。

人事院は、この法律に従ひ、左に掲げる事項について職員に關する諸般の方針、基準、手続、規則及び計画を整備、調整、総合及び指示し、且つ、立法その他必要な措置を勧告する。

一 職階、給與、重複給與、給與準則、試験、資格要件、募集、任用候補者名簿、任用候補者の提示、採用、條件附任用期間、臨時任用、非常勤任用、重複任用、宣誓、昇任、降任、轉任、復職、配置轉換、退職、恩給、免職、人員の減少、勤務成績の評定、人事行政用語の定義及びこれらに關連する事項

二 勤務時間、休暇、休職、保健、安全、元氣回復、教育訓練、厚生、素行、政治的活動、私企業からの隔離、秘密の保持、規律、離職、公正な取扱、分限、保障、行政的措置の要求、苦情の処理、公務傷病に對する補償、政府の人事行政に關する調査、研究及び監察並びにこれらに關連する事項

三 人事記録及び人事統計並びにこの法律、人事院規則及び人事院指令に従つて給與が支拂われているかどうかを確めるための給與簿の監理及び検査

四 人事主任官會議の開催

五 その他法律に基き限その権限に属せしめられた事項

この法律により、人事院が処置

する権限を與えられている行政部門においては、人事院の決定及び処分は、その定める手続により、人事院によつてのみ審査される。

前項の規定は、法律問題につき裁判所に上訴する權利に影響を及ぼすものではない。

(職員)

第四條 人事院は、人事官三人を以て、これを組織する。

人事官のうち一人は、總裁として命ぜられる。

人事院は、事務總長及び予算の範圍内においてその職務を適切に行うため必要とする職員を任命する。

人事院は、その内部機構を管理する。國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)は、人事院には適用されない。

第五條 第五項中「一年を五年」に「政黨の役員」を「政黨の役員、政治的顧問その他これらと同様な政治的影響力をもつ政黨員」に改め、同條第六項中「若しくは高等學校における同一学科(学科の区分のない大学については同一学部)を創る。

第七條 第三項但書を創る。

第八條 第一項本文を次のように改める。

人事官は、左の各号の一に該當する場合を除く外、その意に反して罷免されることがない。

同條第一項第三号を次のように改め、第三項但書及び第六項を創る。

三 任期が満了して、再任されず又は人事官として引き続き十二年在任するに至つた場合

(俸給)

第十條 人事官は、國務大臣と同じ基礎に基き給與を受けるものとし、人事官に支拂われる給與の總額は、いずれの國務大臣が受ける給與の總額よりも少くしてはならない。

第十一條 第二項中「公務」を「院務」に改める。

第十二條 定例の人事院會議は、人事院規則の定めるところにより、少くとも一週間に一回、一定の場所において開催することを常例としなければならない。

人事院會議の議事は、すべて議事録として記録しておかなければならない。

(人事院會議)

前項の議事録は、幹事がこれを作成する。

人事院の事務處理の手續に關し必要な事項は、人事院規則でこれを定める。

事務總長は、幹事として人事院會議に出席する。

人事院は、左に掲げる権限を行う場合においては、人事院の議決を経なければならない。

一 人事院規則の制定及び改廢

二 第十三條の規定による應急予備金の支出

三 第二十二條の規定による關係廳の長に対する勧告

四 第二十三條の規定による國會及び内閣に対する意見の申出

五 第二十四條の規定による國會及び内閣に対する報告

六 第二十九條の規定による職階制の立案

七 第三十六條(第三十七條にお

いて準用する場合を含む。の
規定による選考基準の決定及び
選考機関の指定

八 第四十八條の規定による試験
機関の指定

九 第六十條の規定による臨時的
任用及びその更新に対する承認、
臨時任用に係る職員員の員
数の制限及びその資格要件の決定
並びに臨時的任用の取消（人事
院規則の定める場合を除く。）

十 第六十三條の規定による給與
準則の立案

十一 第六十七條の規定による給
與準則の改訂案の作成

十二 第七十二條の規定による関係
廳の長に対する勧告及び表彰
又は矯正方法に関する立案（人事
院規則の定める場合を除く。）

十三 第八十七條の規定による事
案の判定

十四 第九十二條の規定による処
分の判定

十五 第九十五條の規定による補
償に関する重要事項の立案

十六 第九十三條の規定による異議
の申立についての判定

十七 第九十八條の規定による恩給
に関する重要事項の立案

十八 その他人事院の議決により
その議決を必要とされた事項
（事務総局及び予算）

第十三條 人事院に事務総局及び法
律顧問を置く。

事務総局の組織及び法律顧問に
関し必要な事項は、人事院規則で
これを定める。

人事院は、毎会計年度の開始前
に、次の会計年度においてその必

要とする経費の要求書を國の予算
に計上されるように内閣に提出し
なければならぬ。この要求書に
は、土地の購入、建物の建造、事
務所の借上、家具、備品及び消耗
品の購入、俸給及び給料の支拂そ
の他この法律を完全に実施するた
め必要なあらゆる債務及び物品に
関する経費が計上されなければなら
ない。

昭和二十七年三月三十一日まで
は、前項の経費の中には、應急予
備金が設けられなければならない
。應急予備金は、總裁がこれを
管理する。應急予備金を支出する
には、人事院の議決を経なければ
ならない。

内閣が、人事院の経費の要求書
を修正する場合においては、人事
院の要求書は、内閣により修正さ
れた要求書とともに、これを國會
に提出しなければならない。

人事院は、國會の承認を得て、
その必要とする地方の事務所を置
くことができる。

第十四條 事務総長は、總裁の職務
執行の補助者となり、その一般的
監督の下に、人事院の事務上及び
技術上のすべての活動を指揮監督
し、この法律の目的を達成するた
めの諸般の計画を樹立し、人事院
の職員について計画を立て、募
集、配置及び指揮を行い、又、こ
の法律の目的を達成するために必
要な、適當で、且つ、法令の規定
に従つた諸般の措置を行い、人事
院會議の幹事及び人事主任官會議
の議長となる。

事務総長は、次官と同じ基礎に
基く給與を受けるものとし、事務
総長に支拂われる給與の總額は、
いづれの次官が受ける給與の總額
よりも少くしてはならない。但し、
法律に定める家族手当及び超過勤
務手当については、この限りでな
い。

第十五條 人事官及び事務総長は、
他の官職を兼ねてはならない。

第十六條 人事院は、この法律の執
行に關し必要な事項について、人
事院規則を制定し、人事院指令を
発し、及び手續を定める。人事院
は、いつでも、適宜に、人事院規
則を改廃することができる。

人事院規則及びその改廢は、官
報をもつて、これを公布する。

人事院は、この法律に基いて人事
院規則を制定し又はその他の措置
を行うことができる事項につい
て、人事院規則がない場合及び人
事院規則を実施するため、人事院
指令を発することができる。

第十八條 人事院は、職員に対する
給與の支拂を監視する。

職員に対する給與の支拂は、人
事院規則又は人事院指令に反して
これを行つてはならない。

第十九條 第四項中「第二項の規定
による」を「總理廳、各省その他の
機關によつて作成保管された」に
改める。

第二十二條第二項中「及び人事の
交流」を、「人事の交流その他努力活
用に関する事項」に改める。

（法令の制定改廢に関する意見の
申出）

第二十三條 人事院は、この法律の
目的達成上、法令の制定又は改廢
に關し意見があるときは、その意
見を國會及び内閣に同時に申し出
なければならない。

第二十四條第一項を次のように改
める。

人事院は、毎年、國會及び内閣
に対し、業務の状況を報告しなけ
ればならない。

第二十七條中「又は門地」を、「門
地又は第三十八條第五号に規定す
る場合を除くの外政治的意見若し
は政治的所屬關係」に改める。

（情勢適應の原則）

第二十八條 この法律に基いて定め
られる給與、勤務時間その他勤務
條件に関する基礎事項は、國會に
より、社會一般の情勢に適應する
ように、隨時これを變更することが
できる。その變更に關しては、
人事院においてこれを勧告すること
を怠つてはならない。

人事院は、毎年、少くとも一
回、俸給表が適當であるかどうか
について國會及び内閣に同時に報
告しなければならない。給與を決定
する諸條件の変化により、俸給
表に定める給與を百分の五以上増
減する必要があると認められる
ときは、人事院は、その報告にあ
わせて、國會及び内閣に適當な勧
告をしなければならない。

めた職種別に、且つ、職務の「を」及
び「に」を改め、「定めた等級別に」を削
り、同條第三項中「職種及び等級を
同じくする」を「同一の内容の雇用條
件を有する同一の職級に属する」に
改め、同條第四項中「この法律の実
施前に」を削り、同條に次の一項を
加える。

政府職員の新給與実施に關する
法律（昭和二十三年法律第四十六
号）第十四條の規定による職務の
分類は、これを本條その他の條項
に規定された計画であつて、且
つ、この法律の要請するところに
適合するものとみなし、その改正
が人事院によつて勧告され、國會
によつて制定されるまで効力をも
つものとする。

第三十條第二項を次のように改め
る。

職階制は、実施することができ
るものから、逐次これを実施す
るもの。

第三十一條第一項中「職階制を実
施することとなつた場合において
は」を「職階制を実施するにあつて
は」に、及び「職種及び等級」を「職級」
に改める。

（職階制によらない官職の分類の
禁止）

第三十二條 一般職に属するすべて
の官職については、職階制によら
ない分類をすることはできない。

（任免の根本基準）

第三十三條 すべて職員任用は、
この法律及び人事院規則の定める
ところにより、その者の受驗成
績、勤務成績又はその他の能力の
実証に基いて、これを行う。

人事院は、試験を採用試験、昇任試験又はその両者を兼ねるもののいずれとするかを適宜決定する。

職員は、法律に定める事由に基いてこれを行わなければならない。

前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定のあるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

(用語の定義)

第三十四條 人事院は、この法律の施行上必要とする用語の定義、説明及び使用について、人事院規則でこれを定める。

第三十六條第一項中「職種及び等級」を「官職」に改め、同條第三項を削る。

第三十七條第一項を次のように改める。

職員の昇任は、その官職より下位の官職の在職者の間における競争試験(以下試験という。)によるものとする。但し、人事院は、必要と認めるときは、試験を受ける者の範囲を、適宜制限することができる。

第三十八條第四号中「第九九條又は第九十條第三号」を「第九九條から第一百一條まで」に改める。

第四十二條中「職種及び等級に應じ」を削る。

第四十四條中「職種及び等級」を「官職」に改める。

第四十五條中「目的とし、その内容は、実質的なものであることを要する。」を「目的とする。」に改める。

第四十七條第二項中「職種及び等級」を「官職」に改め、「試験科目及びその各科目の比重」を削り、同條第三項中「事項が漏れなく判明することの出来るように、」を「事項を周知させることが出来るように、」に改め、同條に次の一項を加える。

人事院は、公告された試験又は実施中の試験を、取り消し又は変更することができる。

第五十條中「職種及び等級に應じ、」を削る。

第五十一條中「職種及び等級の」を削る。

第五十二條中「職種及び等級の」を削る。

第五十四條中「その全部又は一部を」これを「に」改める。

(任命権者)

第五十五條 任命権は、法律に別段の定めがある場合を除いては、内閣、各大臣(内閣総理大臣、法務総裁及び各省大臣をいう。以下同じ。)、会計検査院長及び人事院総裁並びに各外局の長に属するものとする。これらの機関の長の有する任命権は、その部内の機関に属する官職に限られ、内閣の有する任命権は、その直屬する機関に属する官職に限られる。但し、外局の長に対する任命権は、各大臣に属する。

前項に規定する機関の長たる任命権者は、その任命権を、その部内の上級の職員に限り委任することができる。この委任は、その効力が発生する日の前に、書面を以て、これを人事院に提示しなければならない。

この法律、人事院規則及び人事院指令に規定する要件を備えない者は、これを任命し、雇用し、昇任させ若しくは轉任させてはならず、又はいかなる官職にも配置してはならない。

第五十六條に次の但書を加える。
但し、昭和二十六年七月一日前においては、人事院は、人事院の議決によつて、いかなる官職についても、その選任の範囲を高点順の志望者四人以内に制限することができる。

(條件附任用期間)

第五十九條 一般職に属するすべての官職に対する職員の採用又は昇任は、すべて條件附のものとし、その職員が、その官職において六月を下らない期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなるものとする。

條件附採用に關し必要な事項又は條件附採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについては、人事院規則でこれを定める。

第六十條第二項中「職種又は等級により、」を削り、同條第三項中「前二項の規定」の下に「又は人事院規則」を加え、同條第五項中「これに基いて発する政令及び」を削る。

第六十一條中「任命権者が、」の下に「この法律及び人事院規則に従い、」を加える。

第六十二條第二項を次のように改める。

前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない。

第六十四條第二項を次のように改める。

俸給表は生計費、民間における賃金その他人事院の決定する適当な事情を考慮して定められ、且つ、等級又は職級ごとに明確な俸給額の幅を定めていなければならない。

第六十五條第一項第一号中「同一等級」を「同一の等級又は職級」に改め、同項第五号中「常時勤務を要しない官職」の上に「扶養家族の数、」を加える。

第六十六條第一項中「職種及び等級」を「職級」に改め、同條第二項を削る。

第六十八條第三項中「政令又は」を削る。

第六十九條及び第七十條中「法令又は人事委員会規則」を「法令、人事院規則又は人事院指令」に改める。

第七十二條第三項中「これを内閣総理大臣に提出しなければならない」を「これを、これについて、適当な措置を講じなければならない。」に改める。

第七十五條第二項中「法律」の下に「又は人事院規則」を加える。

(離職)

第七十七條 職員は、離職に關する規定は、この法律及び人事院規則でこれを定める。

第七十八條第一号中「等がらない」を「よくない」に改め、同條第三号中「職種又は等級の」を削り、同條に次の一号を加える。

四 官制若しくは定員の改廢又は

予算の減少により離職又は過員を生じた場合
第七十九條中「左の各号の一に該当する場合」の下に「又は人事院規則で定めるその他の場合」を加える。

第八十條第一項を次のように改める。

前條第一号の規定による休職の期間は、人事院規則でこれを定める。休職期間中その事故の消滅したときは、休職は当然終了したものととし、すみやかに復職を命じなければならない。

同條第二項の次に次の一項を加え、第三項中「休職者は、その休職の期間中俸給の三分一を受ける。」を「休職者は、その休職の期間中、給與準則で別段の定めをしない限り、何等の給與を受けてはならない。」に改める。

いかなる休職も、その事由が消滅したときは、當然に終了したものとみなされる。

第八十一條第一項第三号を削り、第四号を第三号に改め、同條第三項を削る。

第八十三條第一項を次のように改める。

停職の期間は、一年を超えない範囲内において、人事院規則でこれを定める。

同條第二項中「その停職の期間中俸給の三分の一を受ける。」を「第九十二條の規定による場合の外、停職の期間中給與を受けることができない。」に改め、同條第三項を削る。

第八十四條に次の一項を加える。
人事院は、この法律に規定された調査を経て職員を懲戒手続に付

することが出来る。

(刑事裁判との関係)

第八十五條 懲戒に付せらるべき事件が、刑事裁判所に係属する間に、人事院又は人事院の承認を経て任命権者は、同一事件について、適宜に、懲戒手続を進めることができる。この法律による懲戒処分は、当該職員が、同一又は関連の事件に関し、重ねて刑事上の訴追を受けることを妨げない。

(調査の結果採るべき措置)

第九十二條 前條に規定する調査の結果、処分を行うべき事由のあることが判明したときは、人事院は、その処分を承認し、又はその裁量により修正しなければならない。

前條に規定する調査の結果、その職員に処分を受けるべき事由のないことが判明したときは、人事院は、その処分を取り消し、職員としての権利を回復するために必要で、且つ、適切な処置をなし、及びその職員がその処分によつて受けた不当な処置を正しななければならない。人事院は、職員がその処分によつて失つた俸給の弁済を受けるように指示することができる。

前二項の判定は、最終のものであつて、人事院規則の定めるところにより、人事院によつてのみ審査される。

(補償制度の立案及び実施の責務)
第九十五條 人事院は、なるべくすみやかに、補償制度の研究を行い、その成果を内閣に提出するとともに、

に、その計画を実施しなければならない。

(法令及び上司の命令に従う義務並びに職員の団体)
第九十八條 職員は、その職務を遂行するについて、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

職員は、組合その他の団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。職員は、これらの組織を通じて、代表者を自ら選んでこれを指名し、勤務条件に関し、及びその他社交的厚生の活動を含む適法な目的のため、人事院の定める手続に従い、当局と交渉することができる。但し、この交渉は、政府と団体協約を締結する権利を含まないものとする。すべて職員は、職員の団体に属していないという理由で、不満を表明し又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

職員は、前項の組合その他の団体について、その構成員であること、これを結成しようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと、又はその団体における正当な行爲をしたことのために不利益な取扱を受けなければならない。

警察職員、消防職員(國家消防廳の職員を含むものとする。)及び海上保安廳又は監獄において勤務する職員は、第二項に規定する職員の団体を結成し、及びこれに加入することができない。

職員は、政府が代表する使用者としての公衆に対して同盟罷業、

怠業その他の争議行爲をなし、又は政府の活動能率を低下させる意圖的行爲をしてはならない。又、何人も、このような違法な行爲を企て、又はその遂行を共謀し、そのかし、若しくはあつてはならない。

職員で同盟罷業その他前項の規定に違反する行爲をした者は、その行爲の開始とともに、國に對し、法令に基いて保有する任命又は雇用上の権利をもつて、對抗することができない。

第二項の組合その他の団体は、これを法人とすることが出来る。民法(明治二十九年法律第八十九号)及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)中民法第三十四條に規定する法人に関する規定は、本項の法人についてこれを準用する。但し、これらの規定中「主務官廳」とあるのは、「人事院」と読み替へるものとする。

前二項の規定は、人事院で扱われる調査又は審理の際人事院から求められる情報に關しては、これを適用しない。何人も、人事院の権限によつて行われる調査又は審理に際して、秘密の又は公表を制限された情報を陳述し又は証言すること人事院から求められた場合には、何人からも許可を受ける必要がない。人事院が正式に要求した情報について、人事院に対して、陳述及び証言を行わなかつた者は、この法律の罪則の適用を受けなければならない。

(職務に専念する義務)
第一百一條 職員は、人事院規則の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてを、その職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。職員は、人事院規則の定める場合を除いては、官職を兼ねてはならない。職員は、官職を兼ねる場合においても、それに対して給與を受けてはならない。

前項の規定は、地震、火災、水害その他重大な災害に際し、当該官廳が職員を本職以外の業務に従事させることを妨げない。

職員は、政府から給與を受けながら、職員の団体のため、その事務を行い、又は活動してはならない。但し、職員は、人事院によつて定められた条件又は事情の下において、第九十八條の規定により認められた行爲をすることが出来る。

第一百二條 第一項中「これらの行爲に關與してはならない。」を「これらの行爲に關與し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行爲をしてはならない。」に改め、同條第二項中「人事委員會規則で別段の定をした場合は、」を削り、同條第三項を次のように改める。

職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

第一百三條 第二項を次のように改める。

職員は、離職後二年間は、営利企業の地位で、その離職前五年間に在職していた國の機關と密接な關係にあるものに就くことを承諾し又は就いてはならない。

第一百四條 中「その他の事業に従事し、若しくは事務を行うには、その所轄廳の長の許可を要する。」を「その他いかなる事業に従事し、若しくは事務を行うにも、人事院及びその職員の所轄廳の長の許可を要する。」に改める。

(職員の職務の範囲)
第一百五條 職員は、職員としては、法律、命令、規則又は指令による職務を担当する以外の義務を負わない。

第一百八條 第三項中「健全な基礎のもとに」を「健全な保險数理を基礎として」に改める。

第九十九條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第五條に規定する資格を有しない人事官の任命に同意した職員

二 第七條第三項の規定に違反して任命を受諾した者

三 第八條第三項の規定に違反して故意に人事官を罷免しなかつた職員

四 人事官の欠員を生じた後六十日以内に人事官を任命しなかつた職員(此の期間内に兩議院の同意を経なかつた場合には此の限りでない。)

五 第十五條の規定に違反して官職を兼ねた者

六 第十六條第二項の規定に違反

して故意に人事院規則及びその改廃を官報に掲載することを怠つた者

七 第十九條の規定に違反して故意に人事記録の作成、保管又は改訂をしなかつた者

八 第二十條の規定に違反して故意に報告しなかつた者

九 第二十七條の規定に違反し差別をした者

十 第四十七條第三項の規定に違反して試験の公告を怠り又はこれを抑止した職員

十一 第八十三條第一項の規定に違反して停職を命じた者

十二 第九十二條の規定によつてなされる人事院の判定、処置又は指示に故意に従わなかつた者

十三 第百條第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者

十四 第百三條の規定に違反して営利企業の地位に就いた者

十五 附則第十一條の規定に違反して臨時任用の期間を延長した任命権者

第百十條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は十萬圓以下の罰金に処する。

一 第二條第六項の規定に違反した者

二 第十條又は第十四條の規定に違反して給與を支拂つた者

三 第十七條第二項の規定による証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者

同項の規定により書類又はその写の提出を求められ正当の理由がなくてこれに應じなかつた者

五 第十七條第二項の規定により書類又はその写の提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写を提出した者

六 第十八條の規定に違反して給與を支拂つた者

七 第三十三條第一項の規定に違反して任命をした者

八 第三十九條の規定による禁止に違反した者

九 第四十條の規定に違反して虚偽を行つた者

十 第四十一條の規定に違反して受験若しくは任用を阻害し又は情報を提供した者

十一 第六十三條第一項又は第六十六條の規定に違反して給與を支給した者

十二 第六十八條の規定に違反して給與の支拂をした者

十三 第七十條の規定に違反して給與の支拂について故意に適當な措置をとらなかつた人事官

十四 第八十三條第二項の規定に違反して停職者に俸給を支給した者

十五 第八十六條の規定に違反して故意に勤務条件に関する行政措置の要求の申し出を妨げた者

十六 第九十八條第四項の規定に違反して職員の間接を結成した者

十七 何人たるを問はず第九十八條第五項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、そのかし、若しくはあおり、又はこれ

らの行為を企てた者

十八 第百條第四項の規定に違反して、陳述及び証言を行わなかつた者

十九 第百二條第一項に規定する政治的行為の制限に違反した者

二十 任命権者で、附則第九條第一項の規定による臨時任用を終了させなかつた者

前項第八号に該当する者の收受した金銭その他の利益は、これを没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その價額を追徴する。

第百十一條 第百九條第一号、第三号より第五号まで及び第十三号又は第百十條第一項第一号から第七号まで、第九号から第十六号まで、第十八号及び第二十号に掲げる行為を企て、命じ、故意にこれ

を容認し、そのかし又はそのほう助をした者は、それぞれ各本條の刑に処する。

附則第一條第二項を削り、同條第三項中「附則の規定」を「罰則及び附則の規定」に、及び「法律又は人事委員会規則」を「法律、人事院規則又は人事院指令」に改める。

附則第二條第五項を次のように改める。

人事院設置の際現在に在職する委員長及び委員は、この法律により人事官の任命があるまでは、人事官の地位に在るものとみなし、その間は、委員長は、人事院總裁の職務を行うものとする。委員長及び委員は、人事官が任命されたときは、退職するものとし、その場合においては、委員長は、遅滞なく

その事務を人事院總裁に引き継がなければならない。人事官の任命は、人事院設置後五日以内に、これを行わなければならない。

同條第八項の次に次の一項を加える。

臨時人事委員会の職員は、人事院が設置されたときは、六月の間人事院の職員として條件附で任用されたものとし、その期間を良好に終了したときは、この法律に基

く試験又は選考に合格し、且つ、この法律に基く手続によつてその官職を保持するものとみなされ、正式に任命されたものとする。本

項のいかなる規定も、人事院の職員に対し、附則第九條の規定の適用を免除するものではない。

附則第三條を次のように改める。

第三條 第五條第六項にいう大学学部には、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学学部及び旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含むものとする。

附則第九條から附則第十一條までを次のように改める。

第九條 人事院の指定する日において、次官、局長、次長、課長及び課長補佐その他これらに準ずる官職で人事院の指定するものに在任するものは、人事院規則の定めるところにより、その官職に臨時に任用されたものとみなす。この臨時任用は、昭和二十三年七月一日から三年をこえることができず、且つ、その期限前においても人事院規則又は人事院指令により、終了させることができる。

人事院は、昭和二十三年七月一日から二年以内に、前項に規定する官職について、この法律に基き必要な試験を実施しなければなら

ない。

第十條 前條第一項の規定により指定される官職以外の官職に在任する職員は、人事院の指定する日において、その在任する官職に対して、この法律に基く手続によつて、資格を與えられたものとみなし、すべてこれに人事院規則を適用する。

第十一條 任命権者は、昭和二十六年七月一日前においては、人事院の承認を得て、且つ、人事院規則に従い、第六十條第一項に規定する臨時任用の期間を延長することができる。

附則第十三條中「外交官、領事官その他の在外職員、学校教員、裁判所の職員、檢察官その他の」を削る。

附則に次の二條を加える。

第十五條 人事院は、昭和二十六年七月一日前においては、都道府縣、市その他地方公共団体の人事機関が、この法律によつて確立された原則に沿つて設置され、且つ、運営されるように協力し、及び技術的助言をなすことができる。

第十六條 労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）及び船員法（昭和二十二年法律第百号）並びにこれらの法律に基いて発せられる命令は、第二條の一般職に属する職員には、これを適用しない。

第一次改正法律附則

第一條 この法律は、公布の日から、施行する。但し、改正後の國家公務員法第十三條第三項から第五項までの規定は、昭和二十四年度以後の会計年度について適用し、この附則第六條の規定及びこの附則第七條中船員職業安定法（昭和二十二年法律第百三十号）第十條の改正規定は、別に人事院規則で定める日から適用する。

第二條 國家公務員法第二百二條第二項の改正規定施行の際、職員で現に公選による公職に在る者は、昭和二十四年二月一日前にその公職を退いて辞表の写及びその辞表が受理され、且つ、その効力を生じたことを公に証明する書面を人事院に送付しない限り、その日においてその官職を失うものとする。

第三條 一般職に属する職員に関しては、別に法律が制定実施されるまでの間、國家公務員法の精神に即して、且つ、同法に基く法律又は人事院規則で定められた事項に矛盾しない範囲内において、労働基準法及び船員法並びにこれらに基く命令の規定を準用する。但し労働基準監督機関の職権に関する規定は、一般職に属する職員の

勤務条件に関しては、準用しない。

2 前項の場合において必要な事項は、人事院規則で定める。

第四條 職員を主たる構成員とする労働組合又は団体で、國家公務員法附則第十六條の規定が適用される日において、現に存するものは、引き続き存続することができ、これらの団体は、すべて役員

の選挙及び業務執行について民主的手続を定め、その他その組織、目的及び手続において、この法律の規定に従わなければならない。これらの団体は、人事院の定める手続により、人事院に登録しなければならない。

2 前項の組合又は団体に関して必要な事項は、法律又は人事院規則で定める。

第五條 國家公務員法附則第十六條の規定施行前になした同條に掲げる法令の規定に違反する行為に関する罰則の適用については、同條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六條 職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第九條 第一項中「労働大臣」を「人事院」に改め、同條第二項を削り、同條第三項を第二項に改め、同項中「第一項を」を「前項に改め、國の官吏その他の職員は、」の下に「國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）が適用されるまでは、」を加える。

第七條 船員職業安定法の一部を次のように改正する。

に改め、同條に次の一項を加える。

政府の業務に従事する船舶に雇用され、俸給、給料、報酬及びその他の給與を國庫より受ける船員の募集、資格要件及び採用は、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の規定による。

第八條 中第二項の次に次の一項を加える。

3 職員に関する事務は、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の規定による。

第十條 中「運輸大臣」を「人事院」に改める。

第二十八條に次の一項を加える。

2 船員教育機関の人事の管理は、國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の規定による。

第八條 昭和二十三年七月二十二日附内閣總理大臣宛連合國最高司令官書簡に基く臨時措置に関する政令（昭和二十三年政令第二百一十一号）は、國家公務員に關しては、その効力を失う。

2 前項の政令がその効力を失う前になした同令第二條第一項の規定に違反する行為に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九條 この法律施行の際、他の法令中「人事委員会」、「人事委員長」、「人事委員」及び「人事委員会規則」とあるのは、それぞれ「人事院」、「人事院規則」、「人事官」及び「人事院規則」と読み替へるものとする。

第十條 人事院設置の際、現に臨時人事委員会の職員である者は、別に

に辞令を發せられない限り、そのまま人事院の各相當の職員となるものとする。人事院の事務局長の職は、臨時人事委員会の事務局長の職に相當するものとする。

第十一條 國會及び裁判所の職員は、昭和二十六年十二月三十一日までこの法律の定める一般職に属する職員とする。

第十二條 官吏懲戒令（明治三十二年勅令第六十三号）、高等試験委員及び普通試験委員官制（大正七年勅令第九号）、高等試験令（昭和四年勅令第十五号）、一級官吏登用委員會官制（昭和十六年勅令第四号）、昭和二十年勅令第七十七号（二級事務官吏の任用資格の特例に關する件）、二級事務官吏登用委員會官制（昭和二十年勅令第七十八号）及び高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法（昭和二十三年法律第五十三号）並びにこれらに基く命令は、この法律施行の日から廢止する。但し、高等試験令は、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）、第六十六條及び弁護士法（昭和八年法律第五十三号）第三條の試験に關する限り、又、高等試験委員會は、その第三部に關する限り、昭和二十三年十二月三十一日までは、従前の法律に定めた條件の下に存続するものとする。

この法律施行の際、現に前項に規定する法令によつて設置された委員會の事務にもつぱら従事している職員は、その日において、辞令を用いることなくその職を免ぜられるものとする。

○吉田國務大臣 ただいま上程になりました國家公務員法の一部を改正する法律案の提案理由を説明申し上げます。

國家公務員法は、新憲法の精神にのつとめて、新たな基盤の上に國家公務員制度を打立てるために、昨秋第一回國會において制定され、また去る七月一日から施行を見たものであります。が、その後七月二十二日附をもつて、國家公務員制度改革に關するマツカイサー元帥の書簡に接しましたことは御承知の通りであります。この書簡に示されたる政府における職員關係と、私企業における労働關係の區別を明らかにいたしまするとともに、人事委員會を人事院に改めて、権限の強化をはかり、その書簡にいわゆる純司法的機關としての性格を明確にいたしました。もつて國家公務員制度を同書簡の趣旨に即應するようにいたすために、本日ここに本案を提出いたしました次第であります。

本案の詳細につきましては、人事委員長その他から逐一説明がおりますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御議決あらんことを希望いたします。

これにつけ加えまして一言申したいのは、何を申しても現下の労働問題解決のために、この法案を何ものにも先だつて、なるべくすみやかに御審議をお願いするのであります。またこの第三國會は前内閣から引続いて私の内閣に至つた一種の宿題であるのであります。諸君におかれても十分すてに御研究も積んでおられることでありましようし、政府においても相當準備をいたしたことでありますから、十分御審議

相なるとともに、なるべくすみやかに、他のすべての法案に先だつて進行あられんことを、切に政府といたしまして希望いたします。

○角田委員長 ほかにありませんか。

別がないようでありますから、明日午前十時から開会することにしたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十五分散会

昭和二十三年十一月二十七日印刷

昭和二十三年十一月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局